

熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金交付要綱

制定 令和6年11月19日 市長決裁

(趣旨)

第1条 市長は、障害児施設等の整備を図るため、毎年度予算で定めるところにより障害児施設等の整備を行う社会福祉法人等に対し、次世代育成支援対策施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるもののほか、熊本市補助金等交付規則（昭和43年熊本市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「障害児施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類又は小分類の施設をいう。

区分	大分類	中分類	小分類
(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「児童福祉法」という。）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービスに限る。）を行う事業所、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を行う事業所、同条第6項に規定する保育所等訪問支援を行う事業所、同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所並びに同法第7条に規定	児童発達支援事業所		
	放課後等デイサービス事業所		
	居宅訪問型児童発達支援事業所		
	保育所等訪問支援事業所		
	障害児相談支援事業所		
	児童福祉施設	障害児入所施設	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設
		児童発達支援センター	福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター

する障害児入所施設 及び児童発達支援セ ンター			
(2) 上記以外の施設で あって、当該施設に ついて国が当該施設 の設置及び運営につ いての基準を定めて おり、かつ、こども 家庭庁長官が特に整 備の必要を認めるも の	その他施設		

2 この要綱において、「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整 備 内 容
新設	創設	新たに施設を整備すること。
修理	大規模修繕等	既存施設について令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）のうち、改築整備を除く事業においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事
改造	増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。 耐震化等整備事業のうち、改築整備をすること。
拡張	拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。

整備	スプリンクラー設備等整備	令和5年8月22日こ成事第422号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
	老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について令和5年8月22日こ成事第431号こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	防犯対策強化に係る整備	令和5年8月22日こ成事第429号こども家庭庁成育局長通知「児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について」により整備をすること。
	応急仮設施設整備	令和5年8月22日こ成事第428号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
	避難スペース整備	令和5年8月22日こ成事第427号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における在宅障害児向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

（補助の対象）

第3条 補助金は、次の事業を補助の対象とする。

次の表の①の欄に定める施設の種類ごとに、②の欄に定める設置根拠等により③の欄に定める設置者が設置する施設を補助の対象とし、その補助率はそれぞれ④の欄に定めるとおりとする。

① 施設の種類	② 設置根拠等	③ 設置者	④ 補助率
(1) 児童福祉法に基づく施設等			
ア 障害児入所施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	3／4
イ 児童発達支援センター	児童福祉法第35条第4項	児童福祉法第34条の3第2項に基づき事業を実施する	3／4
ウ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第34条の3第2項	法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等）	3／4

2 施設整備費に係る次に掲げる費用については、補助金の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

第4条 補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4、別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。
- (2) 前号により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に前条第1項の表中④の欄に定める補助率を乗じた額の範囲内で市長が必要と認めた額を補助額とする。
- (3) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(1)により算出した額と、前号により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

（国の財政上の特別措置）

第5条 次の表の①の欄に定める区分ごとに、②の欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、次のとおり算定する。

- (1) 補助金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4、別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。
- (2) 前号により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に次の表の③の欄に定める補助率を乗じた額の範囲内で市長が必要と認めた額を補助額とする。
- (3) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(1)により算出した額と、前号により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

①区分	②対象施設の種類	③補助率
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業とし	障害児施設等	4 / 5

て行う場合（以下「公害防止対策事業」という。）		
-------------------------	--	--

（補助金の交付の条件）

第6条 補助金の交付の条件は、次に定めるとおりとする。

- （1） 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。ただし、区分間の経費の配分の変更は、承認しないものとする。
- （2） 事業の内容のうち、整備計画に記載された建物等の用途を変更する場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- （3） 事業を中止、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- （4） 事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- （5） 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- （6） 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- （7） 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- （8） 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、様式第 13 号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入額控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

- （9） 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (10) 補助事業者の補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
 - (11) 補助事業者の補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
 - (12) 補助事業者の補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
 - (13) 補助事業者の補助金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は財団法人 JKA 若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。
- 2 補助事業者が前項の規定により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(補助金の対象除外)

第7条 補助金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付申請は、補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

- 2 前項の申請書の提出期限は、市長が定めるものとする。

(決定の通知)

第9条 補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号又は第3号）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第10条 補助事業の内容等の変更申請は、補助金変更交付申請書（様式第4号）によるものとする。

- 2 前項の申請書の提出期限は、毎年度別に定める期限とする。

(変更決定の通知)

第11条 補助事業の内容等の変更の決定通知は、変更交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第12条 申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、施設整備事業に係る工事に着工したときは、工事着工報告書（様式第6号）により工事に着工した日から5日以内に、また、工事進捗状況については、工事進捗状況報告書（様式第7号）により毎年度12月末日現在の状況を翌月10日までに市長に報告するものとする。

なお、工事が完了したときは、工事が完了した日から7日以内に工事完了届（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第14条 実績報告は、補助金実績報告書（様式第9号）によるものとする。なお、事業が翌年度にわたるときは、補助金の年度内における実績報告書（様式第10号）によるものとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業の完了日から起算して25日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日とする。なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る市の会計年度の翌年度の4月15日とする。

（補助金の額の確定）

第15条 補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（補助金の請求等）

第16条 補助金の請求は、補助金請求書（様式第12号）により行うものとする。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表 1 - 1

算定基準

(耐震化等整備事業を除く。)

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備

①区分	②種目	③基準	④対象経費
施設整備	本体工事費	ア 1施設当たり交付基礎点数を適用する場合 別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。 イ 一部改築及び拡張 「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(成事第433号令和5年8月22日)により算出されたものを基準とする。 ウ 公害防止対策事業として行う場合 別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第7条に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費(PFI事業に限る。)。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。))。
	特殊附帯工事費	別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

(注) 市長が必要と認める施設を対象とする。

※前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表 1-2

算定基準

(別表1-1、別表1-3、別表3、別表4及び別表5に掲げる整備以外の事業)

①区分	②種目	③基準	④対象経費
施設整備	本体工事費	大規模修繕等、その他特別な工事費については、こども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。ただし、第４欄に定める対象経費の実支出額を２,０００で除して得た点数（以下「実支出額を２,０００で除して得た点数」という。）がこれに満たないときは、実支出額を２,０００で除して得た点数とする。 耐震化等整備事業における大規模修繕等については、次のいずれか低い方の価格を基準にこども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。 (１)公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り (２)工事請負業者２社の見積りを比較して、低い方を見積り ただし、④の欄に定める対象経費の実支出額がこれに満たないときは、実支出額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第７条に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
	スプリンクラー設備等工事費(既存施設)	別表２による「交付基礎点数表」に基づき、算出されたものを基準とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費

	仮施設 整備工事 費	大規模修繕等については、こども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。ただし、第4欄に定める対象経費の実支出額を2,000で除して得た点数（以下「実支出額を2,000で除して得た点数」という。）がこれに満たないときは、実支出額を2,000で除して得た点数とする 耐震化等整備事業における大規模修繕等については、次により算出されたものを基準とする。 ア 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合 別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものを基準とする。 ただし、④の欄に定める対象経費の実支出額がこれに満たないときは、実支出額とする。	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
	応急仮施設 整備	次のいずれか低い方の価格を基準にこども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。 (1)公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2)工事請負業者の見積り なお、これにより難い特別の事情があるときは、こども家庭庁長官が必要と認める点数とする。	障害児施設等の災害復旧に必要な賃借料、工事費又は工事請負費ただし、次に定める費用は除く。 (1)第7条第1項第2号及び第2号に定める費用 (2)土地の買収又は整地に要する費用（災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。） (3)門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用 (4)災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。 (5)明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたもの。

			のと認められる災害に係るもの。 (6)その他災害復旧費として適当と認められない費用 (7)別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用
--	--	--	---

別表 1 - 3

算定基準
(防犯対策強化に係る整備)

①区分	②種目	③基準	④対象経費
施設整備	本体工事費	犯対策強化に係る整備については、次の取り扱いとする。 ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 次のいずれかの低い方の価格を 2,000 で除した点数を基準とする。 (1)公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2)工事請負業者 2 社の見積りを比較して、低い方の見積り ※ただし、見積り額について、入所施設は 1,000,000 円未満、入所施設以外の施設は 300,000 円未満の場合は本事業の対象としない。 イ 非常通報装置等の設置 次のいずれかの低い方の価格を 2,000 で除した点数と 900 点を比較して、いずれか少ない方の点数を基準とする。 (1)公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り	防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費(第 7 条に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

		(2)工事請負業者 2 社の見積りを比較して、低い方 の見積り ※ただし、見積り額について、 300,000 円未満の場合は本事業 の対象としない。	
--	--	--	--

別表 2

施設の種類	交付基礎点数
第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる施設等	令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 370 号こども家庭庁長官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」別表に定める交付基礎点数

別表 3

算定基準
(その他施設)

①区分	②種目	③基準	④対象経費
施設整備	本体工事費	市長が必要と認めた基準とする。	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	市長が必要と認めた基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表 4

算定基準
(耐震化等整備事業)

増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備

①区分	②種目	③基準	④対象経費
施設整備	本体工事費	ア 1 施設当たり交付基礎点数を適用する場合 別表 2 に掲げる 1 施設当たり交付基礎点数を基準とする。 イ 一部改築及び拡張 「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(成事第 433 号令和 5 年 8 月 22 日) により算出されたものを基準とする。 ウ 公害防止対策事業として行う場合 別表 2 に掲げる 1 施設当たり交付基礎点数を基準とする。	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6％に相当する額を限度額とする。以下同じ。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	別表 2 に掲げる 1 施設当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表 5

耐震化等整備事業

(公害防止対策事業として行う場合)

施設の種類の種類	種目	交付基礎点数
福祉型障害児入所施設	本体工事費	令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 370 号こ ども家庭庁長官通知「次世代育成支援 対策施設整備交付金の交付について」 別表に定める交付基礎点数
医療型障害児入所施設	解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費	